

里田会計事務所通信

事務所 奈良県吉野郡吉野町丹治
発行人 里 田 好
電話 (〇七四六三) ② 八一八一番

平成二十三年十一月一日発行

共通番号制の実現間近！

国民総背番号制の最新バージョンが、「社会保障・税番号大綱」で明らかにされています。過去にも生まれては消えた制度ですが、今回はテレビ等の報道もほとんどなく、制度化されようとしています。

〔背番号制メモ〕 社会保障・税番号

実施スケジュール

政府は、第12回社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会を開き、今後のスケジュール等を検討しました。今秋以降早期に「番号法」案・関係法律の改正案を国会へ提出し、法案成立後早期に第三者機関設立、2014年6月個人に「マイナンバー」、法人等に「法人番号」交付、2015年1月以降社会保障、税分野のうち、可能な範囲で「マイナンバー」の利用開始し、2018年を目標に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行う予定です。

実務検討会のなかで挙げられた、今後、結論を得る必要のある主要論点（「社会保障・税番号大綱」までに結論が得られていない主な論点）については、(1)制度の所管官庁、(2)「番号」（マイナンバー）を告知、利用する手続きの範囲、(3)情報連携の範囲、(4)情報連携基盤の運営機関、(5)マイ・ポータル、(6)ICカード、(7)第三者機関、(8)罰則、となっています。

「番号」（マイナンバー）を告知、利用する手続きの範囲については、年金分野、医療分野、介護分野、福祉分野、労働保険分野、税務分野、防災分野を念頭に、具体的に「番号」（マイナンバー）を告知し、利用する手続きの範囲を法案策定までに精査するということです。「情報連携基盤の運営機関」では、運営機関の具

体的な組織の在り方については、引き続き検討するそうです。

また「情報連携の範囲」では、事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を法案策定までに明らかにするとしています。医療・介護等の分野での情報連携については、法制上の特段の措置と併せて、特段の技術設計を行う方向で検討するそうです。さらに、「罰則」について、具体的な内容や法定刑等について制度全体の在り方を踏まえ、検討を進めるとしています。今後のゆくえに注目です。

〔背番号制メモ〕 「社会保障・税番号大綱」に

対税理士業界7団体が意見

内閣官房は、「社会保障・税番号大綱」に対する意見（パブリックコメント）の結果を公表しました。意見総数は153件（うち、個人：86件、団体67件）でしたが、このうち税理士業界7団体が意見を提出しました。掲載順に、日本税理士会連合会、サイバー税理士連盟、東京地方税理士会制度部、専税協議会、東京税理士会、全国青年税理士連盟、東京青年税理士連盟です。

日税連の意見についてはすでに同ホームページで公表されていますが、サイバー税理士連盟は、「番号」に係る個人情報へのアクセスにつき、マイ・ポータル上で「当該個人に開示を行っても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報」についてのみ開示できること

とされているが、原則としてすべての情報を開示することとし、不開示情報については、法令で具体的に限定列挙すべき、としています。

また、東京地方会制度部は、アクセス記録の確認について、「イ」において「除外事由を設ける」こととされているが、アクセス記録はすべて確認できるようにすべきであり、除外事由を設けるべきではない旨主張しています。専税協議会は、「番号制度には反対する。個人情報報を国家が一元的に管理することにより、国家が人権を侵害する危険性が增大する。すなわち、国家権力を制限して国民の権利・自由を守ることを目的とする憲法に抵触する」と番号制導入に反対を表明しています。

東京税理士会は、法定調書の拡充に関し、その範囲と金額の両面の拡充が考えられるが、いずれにしても、拡充については慎重に検討すべきで、特に中小企業者の事務負担が過度にならないように考慮すべき、としています。全国青年税理士連盟は、「番号制度導入の是非について国民に対する説明責任が果たされていない」、「所得把握の費用対効果が説明されていない」と反対姿勢です。

東京青年税理士連盟は、「番号制導入が、莫大な費用やさまざまなリスク負担に見合うほど、税制度の公平感達成や、所得の申告漏れ、所得把握の精度向上に資するものである」という根拠が示されておらず、実証的な根拠や数値的な考え方を示すべき」としています。

(消費税裁決) 施設等を伴わない駐車場も 消費税の課税取引の対象

駐車場が消費税法上の課税資産の譲渡等に当たるか否かの判断が争われた事件で国税不服審判所は、駐車場としての地面整備や区画設置等がされていると認定した上で駐車施設等の利用に土地が使用される場合に該当すると判断し、審査請求を棄却しています。

この事件は、消費税等が無申告だった不動産貸付業を営む者の駐車場の貸付けを、原処分庁が課税資産の譲渡等に該当すると認定し、決定処分等をしたことが発端です。これに対して請求人が、土地の貸付けに該当するたぬ消費税は非課税であり、免税事業者にも該当すると主張し、決定処分等の取消しを求めていた事案です。

つまり請求人は、消費税法施行令8条が規定する駐車

場等に土地が使用される場合とは、アスファルト舗装、料金徴収設備、建物及び屋根などの施設を伴ったものを指すと解されるが、請求人の駐車場には一般常識的に施設といわれるものは一切ないという主張をして取消しを求めていたわけです。

これに対して裁決は、消費税法施行令8条の趣旨及び消費税法基本通達6-1-5の(注)1の定めから、駐車場施設として土地が使用される場合に、請求人が主張するような施設の利用も伴って初めて課税対象の取引とされるとまでは解されないと指摘しています。その上で、請求人は各駐車契約において、各賃借人に対して区画を指定し、車両の駐車目的に限定して貸し付けており、各駐車場には砂利やアスファルトを敷き、場所によってロープや白線、区画番号表示をしたり、車止めブロックを設置していることなどを認定しています。結局、駐車場の用途に応じて地面整備や区画設置等をしていると認められるから、駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合に該当すると判断し、審査請求を棄却しています。

(国税不服審判所、2010.03.02裁決)

(税務行政メモ) 番号制度等への対応から 1098人の増員を要望

国税庁は、平成24年度定員・機構要求を公表しました。

定員関係に関しては、(1)東日本大震災への対応、(2)税制改正への対応、(3)審理体制の充実強化、(4)調査・徴収体制の充実強化、(5)国際化への対応及び(6)社会保障・税に関わる番号制度への対応の観点から、前年の1087人より11人多い1098人の増員要求(仮置き)を行っており、要望どおり認められれば同年度の定員合理化目標数1060人を差し引いて38人の純増要求となりました。

一方、機構関係の要望では、「審理体制の充実強化」、「調査・徴収体制の充実強化」、「国際化への対応」、「社会保障・税に関わる番号制度への対応」に主眼をおいたものとなっているそうです。

このうち、調査・徴収体制の充実強化策では、広域化・国際化・高度情報化といった「3K」事案に対応するための資料情報の収集等の目的で東京局査察部に「査察

広域情報管理課」(仮称)の新設やコンプライアンスの維持・向上のための「課税第一部次長」(東京局)と「課税第二部次長」(札幌局)の増設などを、また社会保障・税に関わる番号制度への対応では、国税庁に「参事官」及び「国税企画官」、企画課に2名の課長補佐の増員を求めています。

その他、平成22年度から要望に盛り込まれた課長級まで進んだ職員のそれまで培った専門的な知識や経験を生かして、定年まで働けるようにするための専門スタッフ職として、24年度も非上場株式会社など市場価格がないものの評価が適正化どうかを分析する「財産評価手法研究官(仮称)」と徴収関係の訴訟に関する取組みについて支援を行う「徴収争訟分析官(仮称)」の設置を要望しています。

〔最高裁判決〕 土地等の譲渡損失の 損益通算規制措置は公益上の要請と判断

平成16年度税制改正の際に導入された土地・建物等の譲渡損失の損益通算規制措置が施行日前の1月1日に遡って適用されたことが、憲法84条に違反するかどうかの判断が争われてきた事件で最高裁(金築誠志裁判長)は、暦年初日への遡及適用は具体的な公益上の要請に基づくものであったと判断し、憲法違反にはならないと判断して上告を棄却しました。

この事件は、平成16年度税制改正の際に導入された土地・建物等に係る譲渡損失の損益通算規制措置が、改正法の施行日(16年4月1日)前に行われた土地・建物等の譲渡にも適用されるのは、納税者に不利益となる遡及立法であり、憲法84条違反と納税者が主張し、千葉地裁を皮切りに最高裁まで争われてきたものです。

納税者は、長期所有土地の売買契約を平成16年1月30日に締結して3月1日に引き渡し、翌17年9月に所得税の申告書を提出した後、損益通算が認められるべきであると主張して還付請求をしました。しかし、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分をしてきたため、千葉地裁、東京高裁の棄却判決を受けた後、更に上告してその取消しを求めてきたという事案でした。

最高裁はまず、土地・建物等に係る損益通算規制措置の立法目的と立案過程に触れ、資産デフレ対策等を早急に実施することを予定したものであったと認定しまし

た。また、暦年初日への遡及適用は、適用を遅らせること、損益通算による租税負担軽減を目的にした駆け込み売が多数行われ、立法目的を阻害する恐れがあったため、これを防止する目的によるものだったとも認定しました。それは、大綱の新聞報道の直後から、税理士事務所等による不動産売却の勧奨が行われていた事実等からも伺えると示唆しました。暦年初日への遡及適用は具体的な公益上の要請に基づくものであったということができると判断しました。

また、暦年初日への遡及適用によって暦年全体を通じて公平が図られる面がある一方、租税負担軽減の成果を得られない以上に、一旦成立した納税義務が加重されるなどの不利益を受けるものではないとも指摘して、上告人(納税者)の主張を棄却しています。

一方、東京地裁から始まった類似の事案についても、憲法違反を否定し、上告を棄却する旨の判決が1週間後に言い渡されています。

(2011.09.22最高裁判決、平成21年(行ツ)第73号)
(コメント・非常に重要な判決です。)

〔自動車税メモ〕 来年度税制改正は

車体課税に注目

来年度税制改正では車体課税の見直しが注目を浴びそうです。経済産業省は平成24年度改正で、自動車重量税(国税)と自動車取得税(地方税)を24年度から廃止するとともに、この廃止を前提に環境対応車に対する自動車税(地方税)の優遇措置を行うことを要望しました。

これによる減収額は、自動車重量税が721.8億円、自動車取得税が192.0億円、自動車税が36.2億円。平成24年度の国税庁予算概算要求額が714.3億円なので、その減収額の大きさがわかります。

車体課税については、取得段階で自動車取得税と消費税の二重課税となっており、保有段階でも車検時の自動車重量税と毎年4月1日現在の持ち主に自動車税(軽自動車税)が課税されていることから、複雑かつ過大な負担をユーザーに強いているとの指摘が従来からされてきました。日本自動車工業会の資料によると、日本の自動車に対するユーザーの税負担は米国の49倍となっているそうです。また、そもそも、自動車重量税と自動車取得税は、道路特定財源の廃止により、その課税根拠を失っ

ていることも廃止とする理由のようです。

平成21年度所得税法改正法の附則では、税制の抜本改革のため23年度までに法制上の措置をするもののひとつとして、自動車関係諸税の簡素化があげられていました。さらに、23年度税制改正大綱の検討事項には、車体課税の簡素化・グリーン化・負担の軽減を行う方向で見直しをするとの記述が盛り込まれていました。

〔相続税裁決事例〕 他の相続人の

債務超過分の控除

他の共同相続人に係る債務等超過分を審査請求人の相続税の課税価格から控除できるか否かの判断が争われた事件で国税不服審判所は、他の共同相続人の債務等超過分を課税価格から控除するためには債務等超過分を控除することが可能な者の合意が必要であると判断し、審査請求を棄却しました。

この事件は、遺産の一部の未分割、債務及び葬式費用に係る各相続人の負担金が未確定であることから法定相続分に従って課税価格を計算して申告した後、訴訟による未分割財産の確定を受けて、他の共同相続人に係る債務等超過分も入れて課税価格を計算すると課税価格が零になるとして更正の請求をしたのが発端になっています。

しかし、原処分庁がすべての共同相続人の合意がないことを理由に債務等超過分の控除を否認してきたため、その取消しを求めて審査請求された事案です。請求人側

は、相続税法基本通達13-3のただし書きが債務等超過分を控除するに当たって共同相続人の合意が必要であると定めていないことから、債務等控除分を控除すべきであると主張して原処分庁の取消しを求めていました。

これに対して裁決は、共同相続人の中に債務等超過分を控除することが可能な者が複数いる場合、それぞれが任意に債務等超過分を自己の相続税の課税価格から控除して申告できるとなれば、債務等超過分が重複して控除されることになり妥当性を欠き、同通達がそのような事態まで許容する趣旨でないことは明らかと指摘しました。つまりそうした場合は、債務等超過分をどのように配分するかについての調整・合意がされていることが前提になっていないと解釈するのが相当というわけです。しかし、請求人の場合、他の共同相続人の合意を得ていないから、相続税の課税価格の計算上、他の共同相続人に生じた債務等超過分を控除することはできないと判断し、審査請求を棄却しています。

〔国税不服審判所、2010.03.15裁決〕



11月の税務

- 1 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
納期限…11月30日
- 2 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
納期限…11月30日
- 3 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月15日
- 4 個人事業税の納付（第2期分）
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
- 5 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…11月10日
- 6 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限…11月30日
- 7 3月、6月、9月、12月決算法人
個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- 9 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…11月30日
- 10 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日

※ 税を考える週間…11月11日～17日